令和4年度 【魅力ある職場づくり推進奨励金】

【企業情報の登録】操作マニュアル



令和4年11月 公益財団法人 東京しごと財団

Ver1.00

はじめに注意事項で申請の前に必ずお読みください。

- この手引きは、「令和4年度 魅力ある職場づくり推進奨励金」において、オンライン手続きを行う事業者向けに作成しております。
- オンライン手続きはデジタル行政プラットフォーム「Graffer (グラファー)」を使用しております。手続きには無料のGrafferアカウント(グラファーアカウント)の登録が必要になります。
- Grafferアカウント(グラファーアカウント)は一度アカウントを削除・退会をすると再度同じメール アドレスで登録ができませんのでご注意ください。
- パソコンのほか、タブレット端末、スマートフォンから入力ができます。
- Microsoft Edge・Google Chromeなどのブラウザの最新版をご利用ください。
- Internet Explorerには対応しておりません。
- 申請にあたっては、財団ホームページに掲載している最新版の募集要項、操作マニュアルを確認して ください。「公益財団法人東京しごと財団 H P 」

https://www.shigotozaidan.or.jp/index.html 目的別メニュー ▷助成金を活用したい ▷職場環境の整備や働き方改革を図りたい▷魅力ある職場づくり推進奨励金

お問い合わせ先

公益財団法人 東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 事業推進係 魅力ある職場づくり推進奨励金事務局 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階 電話 03-5211-2770 (平日9時〜17時)*平日12時〜13時、土日・祝日、年末年始を除 く

<u>目次</u>

II.	企業情報の登録	(要件確認書類の提出)
	$\mathbf{L} \mathbf{x} \mathbf{D} \mathbf{n} \mathbf{x} \mathbf{y} \mathbf{x} \mathbf{y} \mathbf{x}$	

1.	ログイン方法について	P.3~5
2.	法人を選択した場合の入力方法	P.6~17
3.	個人事業主を選択した場合の入力方法	P.18∼29

- 1. ログイン方法について
- こちらでは事前エントリーに通過された事業者へお送りする「企業情報の登録」申請用フォームの入力方法をご案内いたします。

こちらは事前エントリーに通過した企業が登録する フォームとなります。

※パソコン、タブレット端末、スマートフォンから入力できます。

魅力ある職場づくり推進奨励金 企業情報 の登録

入力の状況

◆注意事項 ※必ずお読みください。

※企業信頼の登録には次のような様々な添付書頭が必要です。事前にスキャナーでスキャンしたり、写真を描っておくようにしてください。

※この登録では、総ファイル容量が100MBとなっています。容量に割限があるため、スキャンの場合は白黒で、写真の場合は面質を下げるようにしてください。

<法人の場合>

- 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(申華主通知用)
- 労働契約書又は労働条件通知書 ※該当する企業のみ
- 企業情報の登録時点の適近の就業規則及びその他社内規程
- 会社案内又は会社概要
- 商業・法人登記簿標本(履歷事項全部証明書)
- 水道光納費の領収者、賃貸借契約書等 ※該当する企業のみ
- 契税の納税証明書

<個人の場合>

- 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
- 労働契約書又は労働条件通知書 ※該当する企業のみ
- 企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程
- 会社案内又は会社概要
- 個人事業の開業・廃業等届出書
- 任民票記載事項证明書
- 水道光熱費の領収者、賃貸借契約書等 ※該当する企業のみ
- 都税の納税证明書

こちらをクリックします。

ログイン方法は事前エントリー時と同じ方法となりますが、不明な場合は「【事前エントリー】操作マニュアル」の3ページをご覧ください。

※途中で保存することができます。

※不正受給について

- ・本奨励金について要件を満たしていないにもかかわらず申請する。
- 必要書類を偽造する。

などは、すべて不正受給であり、犯罪です。

不正が発覚した場合は、事業によっては刑事告発する場合があります。

ログインして申請に進む

メールを認識・申請に進む

「メールを認証して申請に進む」の申請 方法は使用しないでください。

1. ログイン方法について

■ ログイン後の企業情報の登録の入力方法をご案内いたします。

魅力ある職場づくり推進奨励金 企業情報 の登録 入力の状況 ★注意事項 ※必ずお読みください。 ※企業情報の登録には次のような様々な添付書類が必要です。事前にスキャナーでス キャンしたり、写真を撮っておくようにしてください。 ※この登録では、総ファイル容量が100MBとなっています。容量に制限があるた め、スキャンの場合は白黒で、写真の場合は画質を下げるようにしてください。 <法人の場合> 雇用保険適用事業所設置届(事業主控) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用) 労働契約書又は労働条件通知書 ※該当する企業のみ 企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程 会社案内又は会社概要 商業・法人登記簿謄本(履歷事項全部证明書) 水道光熱費の領収書、賃貸借契約書等 ※該当する企業のみ 「利用規約に同意する」にチェック 都税の納税証明書 を入れると「申請に進む」ことができ <個人の場合> 雇用保険適用事業所設置届(事業主控) ます。 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用) 労働契約書又は労働条件通知書 ※該当する企業のみ ※利用規約は必ずご確認ください。 企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程 会社案内又は会社概要 個人事業の開業・廃業等届出書 住民票記載事項証明書 ※途中で保存することができます。 ※不正受給について 本奨励金について要件を満たしていないにもかかわらず申請する。 必要書類を偽造する。 利用規約に同意する などは、すべて不正受給であり、犯罪です。 不正が発覚した場合は、事業によっては刑事告発する場合があります 入利用規約を読む 🖸 □ 利用規約に同意する 利用規約を読む[2] 申請に進む

1. ログイン方法について

● 申請者の種別を選択いたします。

魅力ある職場づくり推進奨励金 企業情報の登録 入力の状況	
申請者の情報 申請者の種別 (6周)	個人事業主の方は「個人」を、法人の方は「法人」を選択し、「次へ進む」をクリックしてください。
○ 法人	画面を戻す場合は「制度概要ページに戻る」をクリックしてください。
一時保存して、次へ進む	

次ページより「法人」を選択した場合の入力の説明をいたします。「個人(個人事業主)」を選択した場合は 1 9 ページをご確認ください。

★メール認証方式で申請を行うと「一時保存」が出来ないため、 Grafferアカウントを作成してから申請をお願いいたします。

2. 法人を選択した場合の入力方法

● こちらでは法人を選択した場合の入力方法をご案内いたします。



2. 法人を選択した場合の入力方法

● 企業情報の登録について入力をお願いいたします。



2. 法人を選択した場合の入力方法

● 誓約事項について入力をお願いいたします。

	入力の状況 34%
E	申請にあたっての誓約事項
	能約事項 am ppで手悪を営んでいます。
	確認しました
	抵約事項 am 即内に動務する常時雇用する労働者を1人以上、かつ、6か月以上継続して雇用しています。
	確認しました
	低約事項 ■■ 以業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っています。
	確認しました
	能約事項 AMB 開会S年間に、重大な法令違反等はありません。
	確認しました
9	抵約事項 am 時尚者に支払われる賃金は、航労する地域の最低賃金額(地域別、特定(存業別)最低賃金額)を に向っています。
	確認しました
i i	抵約事項 AM 国主残業代等の時間当たり金額が時間外労働の利間賃金に違反していません。また、国主残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、利用賃金を追 即で支給しています。
B.	約事項 画画 俗宮業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定 る風俗宮業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する授条業務受託 業及びこれらに類する事業を行っていません。
	確認しました
ij.	約事項 ■■ 「同記載の監約に達反又は相違があり、受網第23条の規定により奨励金の支給決定の取消しを受 た場合には、これに興議なく応じます。
	確認しました
91	約事項 ●■ 約飲食店営業のほか、バチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は中請で ません。
	確認しました

誓約事項について、チェックを入れてください。

全ての事項が入力完了しましたら、こちらをクリックしてください。

次の画面も誓約事項の入力が続きます。

2. 法人を選択した場合の入力方法

事業所一覧について入力をお願いいたします。



2. 法人を選択した場合の入力方法

● 申請にあたっての同意事項について入力をお願いいたします。



同意事項について、チェックを入れてください。

2. 法人を選択した場合の入力方法

● こちらでは「電子データを添付する」を選択した場合の入力、資料添付の方法をご案内いたします。



電子データで添付する場合はこちらは選択し、下記案内に沿って資料の添付をお願いします。

※本申請フォーム全体に添付できる容量は約100MBとなります(1つの項目ごと約8MB)。

※できる限りpdfの添付をお願いいたします。

- ※容量が大きい場合はzip等で圧縮して添付してください。
- ※zip形式の場合、Windowsに対応 できる文字コードの形式に圧縮対応いた だけると幸いです。

こちらを確認の上クリックしてください。

「事業内容がわかるもの」について、いずれかを選択の上、直接入力するか資料の添付をお願いします。選択をすると入力、添付フォームが展開されます。

2. 法人を選択した場合の入力方法

引き続き各項目について入力、資料の添付をお願いいたします。

雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し 🐷

郁内の本店・支店・営業所等の全事業所についての設置届をアップロードしてください。郁外に 本社があり、郁内に雇用保険適用事業所がない場合は、本社の股圏届及びハローワークから発行 された都内事業所の雇用保険事業所非該当承認通知書をアップロードしてください。



ファイルを選択…

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し 👪

郁内に勤務する常時雇用する従業員で6ヶ月以上雇用されている者1人分についての雇用保険被 保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しをアップロードしてください。



ファイルを選択…

労働契約書又は労働条件通知書の写し ※該当する企業のみ 🕮

上の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用) の写しを提出した従業員が、雇用 保険加入期間が1年以下の場合又は申請者の事業所が部外にも所在する場合は、労働契約書また は労働条件通知書の写しをアップロードしてください。



プァイルを選択…

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程について 🔤

企業情報の登録時点で直近の、郁内の労働基準監督署に届け出た就業規則等を、届出印が押され た部分もあわせてアップロードしてください。(内容や施行日が直近であることを確認してくだ さい。)

確認しました

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程について 🚁

都内全事業所の従業員に適用されている就業規則論をアップロードしてください。非正規従業員 への制度導入により本無助会の取組を実施する予定がある場合は、非正規従業員に適用されてい る就業規則等もアップロードしてください。

確認しました

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程について 🚁

事業所ごとに作成している場合はそれぞれの就業規則等をアップロードしてください。就業規則 本体のほか、本奨励会に係る事項に関して他に規程がある場合(賃金規程等)はあわせてアップ ロードしてください。

確認しました

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程の写し 🐷

1枚日 ※最大で3つのファイルに分けて添付できます。



ファイルを選択…

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程の写し 📧

2枚日 ※最大で3つのファイルに分けて添付できます。



ファイルを選択…

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程の写し 📧

3枚日 ※最大で3つのファイルに分けて添付できます。



ファイルを選択…

・時保存して、次へ進む

〈 戻る

各項目に添付書類をアップロードしてくだ さい。

※本申請フォーム全体に添付できる容量 は約100MBとなります(1つの項目ごと 約8MB)。

※できる限りpdfの添付をお願いいたし ます。

※容量が大きい場合はzip等で圧縮して 添付してください。

※zip形式の場合、Windowsに対応 できる文字コードの形式に圧縮対応いた だけると幸いです。

記載の内容についてチェックを入れてくだ さい。

資料の添付、チェックが終わりましたらこ ちらをクリックしてください。

次の画面も添付書類のアップロード、入 力が続きます。

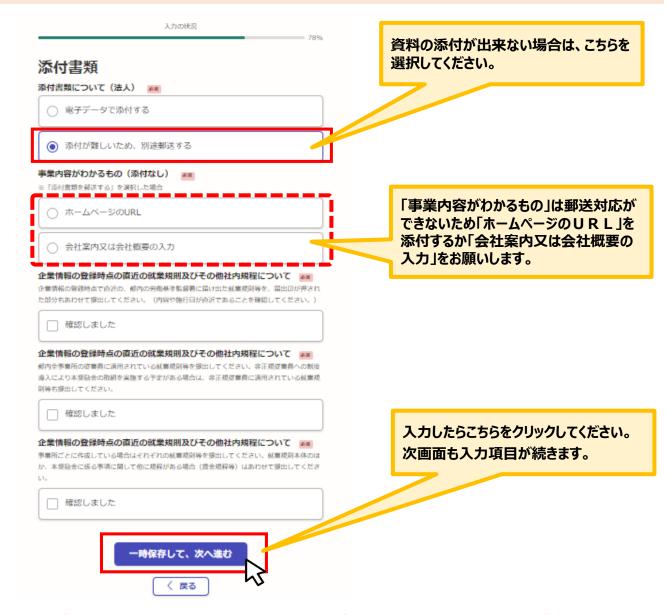
Ⅱ. 企業情報の登録(要件確認書類の提出)2. 法人を選択した場合の入力方法

● 引き続き各項目について入力、資料の添付をお願いいたします。

()
(C)
たら
,,,,,
きす。

2. 法人を選択した場合の入力方法

● 資料の添付が出来ない場合の入力方法についてご案内いたします。



電子データの添付が出来ない場合は下記住所までご郵送ください。

詳細は募集要項(12ページ)をご確認ください。

郵送先(電子での添付が難しい場合)

T102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 11 階 公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 事業推進係 魅力ある職場づくり推進奨励金事務局

2. 法人を選択した場合の入力方法

● 各項目についてチェックをお願いいたします。



2. 法人を選択した場合の入力方法

● こちらでは申請内容の確認ができます。



★入力内容に誤りがないか送信前に必ず確認してください。

- 2. 法人を選択した場合の入力方法
- 申請後は、ログインされたメールアドレスに下記のメール(noreply@mail.graffer.jp)が届きます。

「公益財団法人東京しごと財団 魅力ある職場づくり推進奨励金 企業情報の登録(申請要件等確認書類の提出)」を受け付けいたしました。 登録内容を確認後、順次ご案内を行いますので、今しばらくお待ちください。

■ 手続きの種類

公益財団法人東京しごと財団 魅力ある職場づくり推進奨励金 企業情報の登録(申請要件等確認書類の提出)

■ 登録日時

2022-10-27 15:39:02

■申請の詳細

以下のURLからご確認いただけます。

https://

審査結果につきましては、追ってメールにてご連絡差し上げます。

■問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 事業推進係

魅力ある職場づくり推進奨励金事務局

電話:03-5211-2770

- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが公益財団法人東京しごと財団公式サービスとして運営しています。
- ※ ご不明点やご質問は、公益財団法人東京しごと財団で受け付けています。公益財団法人東京しごと財団まで直接お問い合わせください。

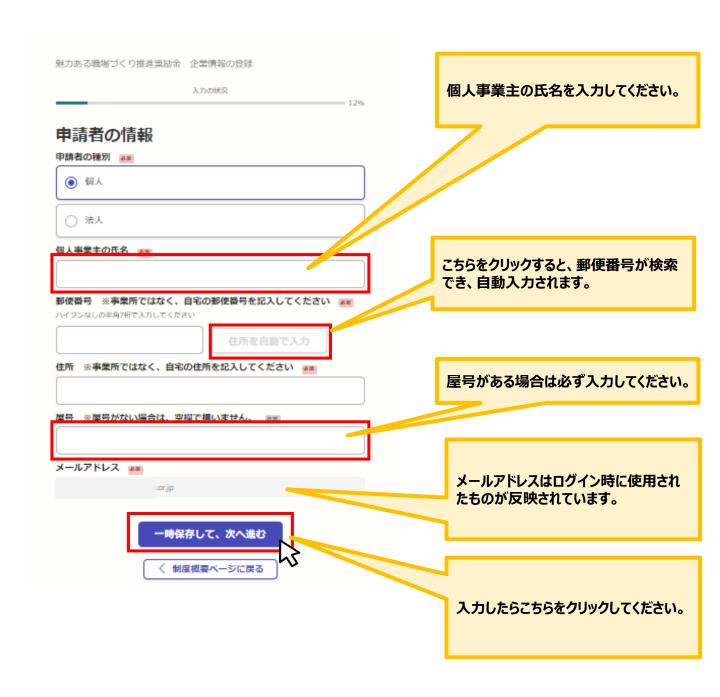
▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー

Copyright @ Graffer, Inc.

- ★上記のメールは大切に保管をお願いいたします。
- ★事務局の審査が終了した企業には、事務局よりEメールを送付いたします。「@shigotozaidan.or.jp」のメールを受信できるよう設定をお願いいたします。

- 3. 個人事業主を選択した場合の入力方法
- こちらでは個人事業主を選択した場合の入力方法をご案内いたします。



- 3. 個人事業主を選択した場合の入力方法
- 企業情報の登録について入力をお願いいたします。



〈 戻る

II. 企業情報の登録(要件確認書類の提出)3. 個人事業主を選択した場合の入力方法

● 誓約事項について入力をお願いいたします。

魅力ある職場づくり推進奨励金 企業情報の登録	
入力の状況	
申請にあたっての誓約事項	誓約事項について、チェックを入れてくだ
照約事項 AM 例内で事業を営んでいます。	言が争項について、デエックを入れてくたさい。
確認しました	
誓約事項 ◎■ 郵内に勤務する常時雇用する労働者を1人以上、かつ、6か月以上継続して雇用しています。	
確認しました	
監約事項	
確認しました	
類約事項 あま 過去5年間に、重大な法令違反等はありません。	
確認しました	
誓約事項 ■■ 労働者に支払われる賃金は、似労する地域の最低賃金額(地域別、特定(産業別)最低賃金額)を 上回っています。	
確認しました	
芸約事項	
確認しました	
監約事項 am 風給営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定 する風給営業、同条第5項に規定する性風俗間連特殊営業、同条第13項に規定する授条業務受託 営業及びこれらに類する事業を行っていません。	
確認しました	
監約事項 am 前項配載の監約に違反又は相違があり、受網第23条の規定により受励金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに興機なく応じます。	
確認しました	全ての事項が入力完了しましたら、こちらを
監約事項 am 持約飲食店営業のほか、バチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。	クリックしてください。 次ページも誓約事項の入力が続きます。
確認しました	人、 フロミャッチ みの人 カル 心にもす。
一時保存して、次へ進む	

3. 個人事業主を選択した場合の入力方法

事業所一覧について入力をお願いいたします。



Ⅲ. 企業情報の登録(要件確認書類の提出)3. 個人事業主を選択した場合の入力方法

- 申請にあたっての同意事項について入力をお願いいたします。



同意事項について、チェックを入れてくだ さい。

- 3. 個人事業主を選択した場合の入力方法
- こちらでは「電子データを添付する」を選択した場合の入力、資料添付の方法をご案内いたします。



電子データで添付する場合はこちらは選 択し、下記案内に沿って資料の添付をお

※本申請フォーム全体に添付できる容量 は約100MBとなります(1つの項目ごと

※できる限りpdfの添付をお願いいたし

- ※容量が大きい場合はzip等で圧縮して
- ※zip形式の場合、Windowsに対応 できる文字コードの形式に圧縮対応いた

こちらを確認の上クリックしてください。

事業内容がわかるもの」について、いずれ かを選択の上、直接入力するか資料の 添付をお願いします。選択をすると入力、 添付フォームが展開されます。

3. 個人事業主を選択した場合の入力方法

引き続き各項目について入力、資料の添付をお願いいたします。

雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し 🐷 郁内の本店・支店・営業所等の全事業所についての設置届をアップロードしてください。郁外に

本社があり、郁内に雇用保険適用事業所がない場合は、本社の股圏届及びハローワークから発行 された都内事業所の雇用保険事業所非該当承認通知書をアップロードしてください。



プァイルを選択…

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し 👪

郁内に勤務する常時雇用する従業員で6ヶ月以上雇用されている者1人分についての雇用保険被 保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しをアップロードしてください。



ファイルを選択…

労働契約書又は労働条件通知書の写し ※該当する企業のみ 🕮

上の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用) の写しを提出した従業員が、雇用 保険加入期間が1年以下の場合又は申請者の事業所が部外にも所在する場合は、労働契約書また は労働条件通知書の写しをアップロードしてください。



プァイルを選択…

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程について 🔤

企業情報の登録時点で直近の、郁内の労働基準監督署に届け出た就業規則等を、届出印が押され た部分もあわせてアップロードしてください。(内容や施行日が直近であることを確認してくだ さい。)

確認しました

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程について 🚁

柳内全事業所の従業員に適用されている就業規則等をアップロードしてください。非正規従業員 への制度導入により本無助会の取組を実施する予定がある場合は、非正規従業員に適用されてい る就業規則等もアップロードしてください。

確認しました

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程について 🐷

事業所ごとに作成している場合はそれぞれの就業規則等をアップロードしてください。就業規則 本体のほか、本奨励会に係る事項に関して他に規程がある場合(賃金規程等)はあわせてアップ ロードしてください。

確認しました

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程の写し 🐷

1枚日 ※最大で3つのファイルに分けて添付できます。



ファイルを選択…

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程の写し 📧

2枚日 ※最大で3つのファイルに分けて添付できます。



ファイルを選択…

企業情報の登録時点の直近の就業規則及びその他社内規程の写し | | | | | |

3枚日 ※最大で3つのファイルに分けて添付できます。



ファイルを選択…

・時保存して、次へ進む

〈 厚る

各項目に添付書類をアップロードしてくだ さい。

※本申請フォーム全体に添付できる容量 は約100MBとなります(1つの項目ごと 約8MB)。

※できる限りpdfの添付をお願いいたし ます。

※容量が大きい場合はzip等で圧縮して 添付してください。

※zip形式の場合、Windowsに対応 できる文字コードの形式に圧縮対応いた だけると幸いです。

資料の添付、チェックが終わりましたらこ ちらをクリックしてください。

次の画面も添付書類のアップロード、入 力が続きます。

II. 企業情報の登録(要件確認書類の提出)3. 個人事業主を選択した場合の入力方法

● 引き続き各項目について入力、資料の添付をお願いいたします。

国人事業の開業・廃業等届出書の写し ■■ 国人事業の開業・廃業等届出書を提出してください。	引き続き資料の添付、チェックをお願いい たします。
住民票記載事項証明書の写し ax 発行日から3か月以内の住民票記載事項証明書を提出してください。	
▲ ファイルを選択…	
水道光熱費の領収書、賃貸借契約書等の写し ※該当する企業のみ 回回 輸記上の本店所在地と本社機能を持つ事業所地とが異なる場合は、本社機能を持つ事業所地の水 自光熱費の銀収書、賃貸偏契約書等を、登記上の本店所在地が部外の場合は、創内事業所の水道 光熱費の銀収書、賃貸偏契約書等(1事業所分で可)を提出してください。	
⚠ ファイルを選択…	
部税の納税証明書等の写しについて ●■ 企業情報の登録時点で初めての納明限前の場合は、税務署へ届け出た法人投立届を提出し、支給 申請時に都税の納税証明書を提出してください。	
確認しました	
②整情報の登録時点で納税額が確定している直近年度について、納期が到達していないためまだ	
- 度も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。 確認しました	
一般も支払っていない場合は、前年接分について納税証明書を提出してください。	
一般も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。 確認しました 都税の納税証明書等の写し 高度 「新規の納税証明書等の写し 「新規の納税証明書の第行が受けられない場合は、前回納税分までの納税証明書を提出し	
一般も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。 確認しました 都税の納税証明書等の写し 「「「「「「「「「」」」」 「「」 「「」 「 「	
一般も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。 「確認しました 「静税の納税証明書等の写し (本本) 「確認しました 「「確認しました 「「「存祀者」 「「「存祀者」 「「「存祀者」 「「「存祀者」 「「行き」 「「行き」 「「行き」 「「行き」 「「行き」 「「「行き」 「「「行き」 「「「行き」 「「行き」 「「「行き」 「「行き」 「「行き」 「「「行き」 「「「行き」 「「「行き」 「「「行き」 「「「行き」 「「「行き」 「「「行き」 「「「「行き」 「「「「「行き」 「「「「「「「行き」 「「「「「「「「「「	
度も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。 「確認しました 「存れていない個人事業主は、確定中告を第一表及び第二表の写し、所得税所も中告決算書の写し 「確認しました 「の情報に対象を表現の 「の情報に対象を表現の 「の情報に対象を表現の 「の情報に対象を表現の 「の情報に対象を表現の 「の情報の 「の情報に対象を表現の 「の情報に対象を表現の 「の情報に対象を表現している。 「の情報に対象を表現している。 「の情報に対象を表現しました 「の情報に対象を表現しませ、表現の 「の情報に対象を表現の 「の情報に対象を表現しませ、表現の 「の情報に対象を表現しませ、表現の 「の情報に対象を表現しませ、表現の 「の情報に対象を表現しませ、表現の 「の情報と	
一般も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。 「確認しました 「できることは、「確認しました 「できることは、「確認しました 「できることは、「確認しました 「できることは、「確認しました 「できることは、「確認しました 「できることは、「確認しました 「できることは、「確認しました 「できることは、「確認しました 「できることは、「確認しました 「できることは、ことは、「できることは、ことは、「できることは、ことは、ことは、ことは、ことは、ことは、ことは、ことは、ことは、ことは、	資料の添付、チェックが終わりましたら
一般も支払っていない場合は、前年度分について前税経明書を提出してください。 「確認しました 「都税の納税経明書等の写し AM 「解認しました 「確認しました 「確認しました 「確認しました 「都税の納税経明書等の写し AM 「課題である。 「記題である。 「記題である。 「記題である。 「記述しました 「記述しませた 「記述した 「記述しませた	資料の添付、チェックが終わりましたら ちらをクリックしてください。 2 9ページに記載の画面に移ります。

- 3. 個人事業主を選択した場合の入力方法
- 資料の添付が出来ない場合の入力方法についてご案内いたします。



電子データの添付が出来ない場合は下記住所までご郵送ください。

詳細は募集要項(12ページ)をご確認ください。

郵送先(電子での添付が難しい場合)

T102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 11 階 公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 事業推進係 魅力ある職場づくり推進奨励金事務局

3. 個人事業主を選択した場合の入力方法

● 各項目についてチェックをお願いいたします。



3. 個人事業主を選択した場合の入力方法

● こちらでは申請内容の確認ができます。



★入力内容に誤りがないか送信前に必ず確認してください。

- 3. 個人事業主を選択した場合の入力方法
- 申請後は、ログインされたメールアドレスに下記のメール(noreply@mail.graffer.jp)が届きます。

「公益財団法人東京しごと財団 魅力ある職場づくり推進奨励金 企業情報の登録(申請要件等確認書類の提出)」を受け付けいたしました。 登録内容を確認後、順次ご案内を行いますので、今しばらくお待ちください。

■ 手続きの種類

公益財団法人東京しごと財団 魅力ある職場づくり推進奨励金 企業情報の登録(申請要件等確認書類の提出)

■ 登録日時

2022-10-27 15:39:02

■申請の詳細

以下のURLからご確認いただけます。

https://

審査結果につきましては、追ってメールにてご連絡差し上げます。

■問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 事業推進係

魅力ある職場づくり推進奨励金事務局

電話:03-5211-2770

- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが公益財団法人東京しごと財団公式サービスとして運営しています。
- ※ ご不明点やご質問は、公益財団法人東京しごと財団で受け付けています。公益財団法人東京しごと財団まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー

Copyright @ Graffer, Inc.

- ★上記のメールは大切に保管をお願いいたします。
- ★事務局の審査が終了した企業には、事務局よりEメールを送付いたします。「@shigotozaidan.or.jp」のメールを受信できるよう設定をお願いいたします。